

補助金名

知的財産権取得 サポート補助金

知的財産権

企業等の技術や製品開発を促進し、企業の独自性や優位性を発揮させるため、知的財産権取得の出願に必要な費用の一部を補助します。

補助対象
事業

- 特許権（特許法第66条第1項）
- 実用新案権（実用新案法第14条第1項）
- 意匠権の取得に係る費用（意匠法第20条第1項）

補助対象
経費

- 出願料、出願請求料、技術評価請求料
- 知的財産権の出願及び取得、調査に係る手続きを弁理士または弁護士に委託した場合の報酬

補助率
補助額

補助対象経費（税抜）の**1/2以内**
上限 特許権：**20万円** 特許権以外：**10万円**
※同一年度において補助対象となる出願1件まで
※補助金額は、千円未満を切り捨てます。

申請期間

令和7年2月28日まで
（ただし、予算額に達し次第、受付終了）



このサポート補助金は「津山市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する企業」が対象になります

